

一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱を次のように定める。

令和8年 2 月 19 日

一宮町長 馬淵昌也 

一宮町告示第 6 号

一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症による町民の健康に係る被害の発生を防止するため、町民が涼しく過ごせる町内の施設をクーリングシェルター及び涼み処（以下「クーリングシェルター等」という。）として指定すること等に関して、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クーリングシェルター 法第21条第1項の規定により町が指定する指定暑熱避難施設をいう。
- (2) 涼み処 クーリングシェルターに類する町民が涼しく過ごせる施設をいう。

(指定に係る基準)

第3条 クーリングシェルター等の指定を受けることができる施設は、法第21条第1項各

号に定めるもののほか、次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- (1) クーリングシェルター等の利用を営利目的とした施設でないこと。
- (2) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する施設でないこと。
- (4) その他町長が適当でないと認める施設でないこと。

（指定申請）

第4条 クーリングシェルター等の指定を受けようとする施設を管理する者は、一宮町クーリングシェルター等指定申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、公共施設にあっては、この限りでない。

（指定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設をクーリングシェルター等として指定し、一宮町クーリングシェルター等指定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するとともに、指定内容について公表するものとする。

- 2 前項における審査の結果、適当と認められないときは、一宮町クーリングシェルター等不指定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項においてクーリングシェルターとして指定した場合は、法第21条第3項の規定による協定を締結するものとする。
- 4 第1項の規定による指定を受けた施設は、町から配布されるクーリングシェルター等に関する掲示物等を見やすい位置に設置するものとする。

（指定解除申請）

第6条 前条第1項の規定による指定を受けた施設を管理する者は、指定を解除しようとする場合は、同条第3項による協定の有効期間が満了する日の1か月前までに一宮町クーリングシェルター等指定解除申請書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（指定解除）

第7条 町長は、前条並びに法第22条第1項及び第2項の規定により、第5条第1項の規定による指定を解除したときは、指定を解除した施設の管理者に対して、一宮町クーリ

ングシェルター等指定解除通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

一宮町クーリングシェルター及び涼み処に係る協定書

一宮町（以下「甲」という。）と
以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる施設は、次に掲げるとおりとする。

- 1 名称
- 2 所在地

（供用部分）

第4条 当該施設において、町民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 当該施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放する曜日 曜日～ 曜日
- (2) 開放する時間帯 午 時から午 時まで
- (3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数 人

（施設の管理）

第6条 当該施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：
役職名：
氏名：
連絡先：

- 2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、当該施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 甲は、当該施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として町民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

- 第7条 甲は、千葉県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。
- 2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、当該施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
 - 3 前項による当該施設の開放中における町民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

- 第8条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、町民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

- 第9条 乙は、当該施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から 年 月 日までとする。ただし、当該期間の満了の2か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定め

るものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地 一宮町一宮2457番地
名 称 一宮町
代表者 町 長 馬淵 昌也

乙 所在地
名 称
代表者

別記

第1号様式（第4条）

一宮町クーリングシェルター等指定申請書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 所在地
名称
代表者
電話番号

一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

名称	
所在地	
開放可能日時	曜日： 時間： 休業日：
受入れ可能人数	人
滞在用に供する場所 (供用部分)	別添見取図のとおり
供用の設備	1. 椅子又はベンチ 台 2. テーブル 台 3. その他 ()
管理責任者名	
管理責任者	電話番号
連絡先	メール
備考	

※ 施設における供用場所について、見取図を添付してください。

クーリングシェルターとして必ず備えるべき最低限の基準

基準を満たしているものに○を付してください。

- 1 開放スペースに見合った冷房設備を完備している。
- 2 施設区域内に係る熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を住民等に開放する。
- 3 住民等の滞在のために提供する部分について適切な空間を確保する。

熱中症特別警戒アラートの発表時以外の対応

熱中症特別警戒アラートの発表時以外の対応について、次の該当する事柄に○を付してください。

- 1 熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず開放する。
- 2 1に○を付した場合
全期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）
- 3 1に○を付した場合
一部期間（ 月 日から 月 日まで）
その他（ ）
- 4 開放はしない。

第2号様式（第5条）

一宮町クーリングシェルター等指定通知書

第 号
年 月 日

様

一宮町長

年 月 日付けで申請のありました下記の施設について、一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱第5条の規定により、次のとおり指定しましたので通知します。

記

名称	
所在地	
開放可能日時	曜日： 時間： 休業日：
受入れ可能人数	人
開放場所	1. 椅子又はベンチ 台 2. テーブル 台 3. その他（ ）
熱中症特別警戒アラートの発表時以外の対応	1. 全期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）開放 2. 一部期間（月 日から 月 日まで）開放 3. 開放しない

備考

- 1 上記について変更が生じた場合は速やかに報告してください。
- 2 一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱第5条第3項の規定により、協定を締結することになります。
- 3 協定締結後、町ホームページ等で指定内容を公表します。

第 3 号様式（第 5 条）

一宮町クーリングシェルター等不指定通知書

第 号
年 月 日

様

一宮町長

年 月 日付けで申請のありました下記の施設について、一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により、クーリングシェルター等として指定しないこととしたので通知します。

記

名称	
所在地	
指定しない理由	

第4号様式（第6条）

一宮町クーリングシェルター等指定解除申請書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 所在地
名称
代表者
電話番号

一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

名称	
所在地	
指定解除希望日	
解除理由	

第 5 号様式（第 7 条）

一宮町クーリングシェルター等指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

一宮町長

一宮町クーリングシェルターの指定等に関する要綱第 7 条の規定により、下記の施設に係るクーリングシェルター等の指定を解除したので通知します。

記

名称	
所在地	
指定解除日	
解除理由	